

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	武田薬品工業株式会社			コード	4502				
提出日	2018/11/13	異動（予定）日		2018/12/5					
独立役員届出書の提出理由	臨時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため (本総会での候補者は以下9~11)								
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）									

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	坂根正弘	社外取締役	○													○	有
2	藤森義明	社外取締役	○													○	有
3	東恵美子	社外取締役	○													○	有
4	ミシェル オーシンガー	社外取締役	○													○	有
5	志賀俊之	社外取締役	○													○	有
6	国谷史朗	社外取締役	○										○				有
7	ジャン=リュック ブテル	社外取締役	○													○	有
8	初川浩司	社外取締役	○													○	有
9	イアン クラーク	社外取締役	○													○	新任 有
10	オリビエ ボユオン	社外取締役	○													○	新任 有
11	スティーブン ギリス	社外取締役	○													○	新任 有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当なし	坂根正弘氏は、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い識見をもとに、取締役会における議論に積極的に参画いただいているほか、取締役会議長として、取締役会の議事進行に加え、社外取締役による会合での議論をリードするなど、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただいております。なお、同氏は指名委員会委員長として、当社取締役候補者選任の客観性・透明性ある決定を確保いただいていることから適任であると判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。
2	該当なし	藤森義明氏は、企業経営にかかる豊富な経験に基づく高い識見をもとに、取締役会における議論に積極的に参画することで、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただいております。また、同氏は、報酬委員会委員として、グローバルに事業を展開する企業でのご経験に基づき意見を述べるなど、当社取締役報酬に關し、透明性ある意思決定を行うことに貢献いただいていることから適任であると判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。
3	該当なし	東恵美子氏は、ヘルスケア・テクノロジー・金融業界についてのグローバルで高度な知識と幅広い経験をもとに、取締役会における議論に積極的に参画することで、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただいていることから適任であると判断しております。また、同氏は指名委員会委員として、当社取締役候補者選任の客観性・透明性ある決定を確保いただいていることから適任であると判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。
4	該当なし	ミシェル オーシンガー氏は、欧米の有力ヘルスケア企業における、グローバルなヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見をもとに、取締役会における議論に積極的に参画することで、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただいていることから適任であると判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。

5	該当なし	志賀俊之氏は、企業経営および我が国産業界にかかる豊富な経験に基づく高い識見をもとに、取締役会における議論に積極的に参画することで、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただいております。また、同氏は、報酬委員会委員長として、グローバルに事業を展開する企業でのご経験に基づき意見を述べるなど、当社取締役報酬に関し、透明性ある意思決定を行うことに貢献いただいております。同氏は、当社の公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただいていることから適任であると判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。
6	国谷史朗氏は弁護士法人大江橋法律事務所の弁護士であり、当社は、同事務所の他の弁護士より必要に応じて法律上のアドバイス等を受けておりますが、その年間取引金額が当社および同事務所の売上高に占める比率はいずれも1%未満です。また、当社と同事務所との間に顧問契約はありません。	国谷史朗氏は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務・国際法務に関する高度な知識と幅広い経験を有しておられます。また、同氏は指名委員会委員として、当社取締役候補者選任の客觀性・透明性ある決定を確保いただいております。同氏は、2013年6月より社外監査役として、2016年6月からは監査等委員長として当社経営に関与しておりますが、監査等委員としての立場から引き続き当社の経営に参画いただくことで、監督・監査を通じた会社の健全で持続的な成長の確保、中長期的な企業価値の創出の実現および社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立を期待し、適任であると判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。
7	該当なし	ジャンニリュック・ブテル氏は、欧米の有力ヘルスケア企業における、グローバルなヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見を有しておられます。同氏は2016年6月に監査等委員である社外取締役に就任し、当社経営に関与しておりますが、監査等委員としての立場から引き続き当社の経営に参画いただくことで、監督・監査を通じた会社の健全で持続的な成長の確保、中長期的な企業価値の創出の実現および社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立を期待し、適任であると判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。
8	該当なし	初川浩司氏は、会社の経営に直接関与された経験はありませんが、公認会計士として財務・会計に関する高度な知識と幅広い経験をしておられます。同氏は2016年6月に監査等委員である社外取締役に就任し、当社経営に関与しておりますが、監査等委員としての立場から引き続き当社の経営に参画いただくことで、監督・監査を通じた会社の健全で持続的な成長の確保、中長期的な企業価値の創出の実現および社会的信頼に応える良質な企業統治体制の確立を期待し、適任であると判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。
9	該当なし	イアン クラーク氏は、Shire社の現任の社外取締役ですが、本件買収成立後の新会社たる当社の社外取締役として取締役会の議論および意思決定に直接参画いただくことで、当社とShire社との統合をより円滑、迅速かつ効果的に進めることができるとともに、当社がグローバルな研究開発型のバイオ医薬品のリーディングカンパニーとなるための変革をさらに加速することに貢献いただけるものと考えております。同氏は、Shire社の社外取締役としての経験から、統合後の新会社にもたらされるShire社のポートフォリオやこれが関係する疾患領域につき必要十分な識見を有しておられることに加え、Shire社における経歴以外に、欧米のヘルスケア企業で枢要なポジションを歴任され、グローバルヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見を有しておられます。とりわけ、同氏はオンコロジー領域のマーケティングおよびヘルスケア企業におけるバイオ技術部門の運営に特に高い専門性を有しておられます。 上記のとおり、同氏は、Shire社での社外取締役としての経験に加えて、欧米のヘルスケア企業のグローバルヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見と高度な専門性を生かして、Shire社との統合によりグローバルな研究開発型のバイオ医薬品のリーディングカンパニーとなるための変革をさらに加速する当社において、その公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただけると考えられることから、適任であると判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。
10	該当なし	オリビエ ポュオン氏は、Shire社の現任の社外取締役ですが、本件買収成立後の新会社たる当社の社外取締役として取締役会の議論および意思決定に直接参画いただくことで、当社とShire社との統合をより円滑、迅速かつ効果的に進めることができるとともに、当社がグローバルな研究開発型のバイオ医薬品のリーディングカンパニーとなるための変革をさらに加速することに貢献いただけるものと考えております。同氏は、Shire社の社外取締役としての経験から、統合後の新会社にもたらされるShire社のポートフォリオやこれが関係する疾患領域につき必要十分な識見を有しておられることに加え、Shire社における経歴以外に、欧米のヘルスケア企業で枢要なポジションを歴任され、グローバルヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見を有しておられます。とりわけ、同氏はヘルスケア領域全般のマーケティングに特に高い専門性を有しておられます。 上記のとおり、同氏は、Shire社での社外取締役としての経験に加えて、欧米のヘルスケア企業のグローバルヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見と高度な専門性を生かして、Shire社との統合によりグローバルな研究開発型のバイオ医薬品のリーディングカンパニーとなるための変革をさらに加速する当社において、その公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただけると考えられることから、適任であると判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。

11 該当なし	<p>スティーブン ギリス氏は、Shire社の現任の社外取締役ですが、本件買収成立後の新会社たる当社の社外取締役として取締役会の議論および意思決定に直接参画いただくことで、当社とShire社との統合をより円滑、迅速かつ効果的に進めることができるとともに、当社がグローバルな研究開発型のバイオ医薬品のリーディングカンパニーとなるための変革をさらに加速することに貢献いただけるものと考えております。</p> <p>同氏は、Shire社の社外取締役としてのご経験から、統合後の新会社にもたらされるShire社のポートフォリオやこれが関係する疾患領域につき必要十分な識見を有しておられることに加え、Shire社における経歴以外に、欧米のヘルスケア企業で極重要なポジションを歴任され、グローバルヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見を有しておられます。とりわけ、生物学の博士号を有する同氏は免疫関連のヘルスケア事業に特に高い専門性を有しておられます。</p> <p>上記のとおり、同氏は、Shire社での社外取締役としての経験に加えて、欧米のヘルスケア企業のグローバルヘルスケア事業経営における豊富な経験に基づく高い識見と高度な専門性を生かして、Shire社との統合によりグローバルな研究開発型のバイオ医薬品のリーディングカンパニーとなるための変革をさらに加速する当社において、その公平・公正な意思決定と事業活動の健全性確保に貢献いただけだと考えられることから、適任であると判断しております。また、社外取締役としての職務を遂行する上で当社の一般株主と利益相反が生じるおそれがある事由はなく、独立性が高いと判断し、独立役員として指定いたしました。</p>
---------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

#### 4. 補足説明

<当社の社外取締役の独立性に関する基準>

当社は、招聘する社外取締役の独立性について、金融商品取引所が定める独立性の基準を満たすことを前提としつつ、次の資質に関する要件を満たすことを重視して判断します。

すなわち、当社では、医薬品事業をグローバルに展開する当社において、多様な役員構成員の中にはあっても、事業活動の公平・公正な決定および経営の健全性確保のために積極的に、当社の重要案件について、その本質を質し、改善を促し、提言・提案を発する活動を継続して行うことにより、確固たる存在感を発揮していただける方が、真に社外取締役として株主の期待に応え得る人物であると考え、かかる人物に求められる資質に関する基準として、以下の項目の(1)から(4)のうちの2項目以上に該当することを要件とします。

- (1)企業経営の経験に基づく高い識見を有する
- (2)会計、法律等の専門性の高い分野において高度な知識を有する
- (3)医薬品事業またはグローバル事業に精通している
- (4)多様な価値観を理解し、積極的に議論に参加できる高い語学力や幅広い経験を有する

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。